

介護保険からのお知らせ

○介護保険負担限度額の認定の更新

介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けられている方は、居住費と食費の全額を本人負担していただくことになっていきます。

なお、市町村民税世帯非課税の方や生活保護受給世帯の方については、本人負担額の上限を定め、負担が軽減される制度があります。

今年7月から、この制度の更新時期となりますので、該当すると思われる方で、申請を済まされていない方は、早めに申請してください。

○社会福祉法人等による利用者負担軽減の更新

社会福祉法人等が運営する施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

1. 対象者

市町村民税世帯非課税である世帯に属する方で、次の要件をすべて満たす方。

①年間収入が、単身世帯で、150万円以下、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

②預貯金等の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

③日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

⑤介護保険料を滞納していないこと。

2. 対象となるサービス
 ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 ・短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、小規模多機能型居宅介護

3. 負担軽減の割合
 ・利用者負担額（1割自己負担、食費、居住費または滞在費）の4分の1

・高齢福祉年金受給者は、利用者負担額の2分の1

4. 手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要で

■申請および問い合わせ先
 介護保険課 ☎77・5503
 または、各総合支所、各出張所



梅雨時期の準備は大丈夫ですか?

大雨や長雨などによる自然災害が発生しやすい時期となりました。日ごろから気象情報や防災対策に関心を持ち、いざというときにあわてず対応できるよう準備しておきましょう。

- ラジオやテレビ等の気象情報にはくれぐれも注意する。
- がけ崩れなどの前兆に注意する。
- 屋根や雨どい、側溝の早めの点検。
- 停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオの用意を。
- 非常持出品を準備する。
- 浸水に備えて家財道具は安全なところへ。
- 飲料水や食料を数日分確保しておく。
- 危険な土地ではいつでも避難できる準備体制を。

梅雨時期の交通事故防止

雨の日は視界や道路状態が悪くなり、交通事故の危険性が高くなります。速度を控え、前をよく見て運転し、交通事故を起こさないように、また遭わないようにしましょう。

ドライバーのみなさんへ

- 1 雨の日は視界の確保を欠かさずに！
 - フロントガラス油膜の除去
 - ワイパーゴムの点検
 - ドアミラー・ルームミラーの手入れ
 - エアコンやリアウインドウ熱線などの点検
- 2 道路状況に応じた安全運転を！

雨の日は制動距離が伸び、スリップ事故などを誘発します。急ブレーキなどは大変危険ですので、速度を控え慎重な運転をしましょう。また、歩行者や自転車などの動きにも注意しましょう。



自転車・歩行者のみなさんへ

- 自転車の傘さし運転はとても危険です。絶対にやめましょう。
- 雨の日は、視界が悪く、また音も聞こえにくくなります。まわりの状況に気を付けて、安全な通行に心がけましょう。

みんなで つくろう 安心大島

警 察 署 だ よ り